

<p>○ 監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表</p> <p>【監査公表】</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>監査事務局</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
		<p>目次</p>
		<p>担当課（室）</p>



平成27年3月26日 岡山県公報 号外

◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年三月二十六日

岡山県監査委員	西 岡 聖 貴
岡山県監査委員	神 宝 謙 一
岡山県監査委員	與 田 統 充
岡山県監査委員	佐 藤 由 美 子

1 知事部局関係

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日	監 査 結 果 公 表 年 月 日
(本庁)		

県 民 生 活 部	平成26年10月27日	平成26年12月26日
-----------	-------------	-------------

監査の結果（指摘事項）

・雑入（生業・修学資金償還金等）の収入未済額について、減少はしているが引き続き収入確保に努めること。

雑入（生業・修学資金償還金等）収入未済状況

平成24年度末	119,951,540円
平成25年度末	101,663,780円
比較増減	△18,287,760円

・岡山国際交流センター調光卓更新工事において、予定価格が11,490,000円にもかかわらず随意契約しているものが認められた。適正な事務処理に努めること。

措置状況

・雑入（生業・修学資金償還金等）

全ての滞納者について担当職員を決めて、電話や文書による督促のほか、夜間、休日を含めた訪問督促、居所不明者の調査など、個々の滞納者の状況に応じたきめ細やかな債権管理を行う。また、悪質な債務者に対しては、岡山県債権管理条例に基づき、必要に応じて債権管理の弁護士委託を行うなど、引き続き収入未済額の縮減に努める。

・競争入札にすべきものが随意契約となっているもの

予定価格が岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）別表第6（第149条関係）に掲げる金額を超える随意契約を行う場合においては、随意契約事務審査会を開催し、当該契約の適否等について審議を行った上で行うこととする。

保 健 福 祉 部	平成26年11月4日	平成26年12月26日
-----------	------------	-------------

監査の結果（指摘事項）

・雑入（児童扶養手当返納金等）の収入未済額が増加しており、一層の収入確保に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めること。

雑入（児童扶養手当返納金等）収入未済状況

平成24年度末	18,426,860円
平成25年度末	18,560,320円

比較増減	133,460円
------	----------

- ・児童扶養手当返納金において、平成23年11月から平成26年1月までの間、納入通知書の発行がされていないもの。
- ・看護学生奨学資金において、就業状況調査を適正に実施していないため、返還を求めるべき者に対し返還命令、調定を行っていないもの。
- ・収入証紙貼付実績簿が作成されていないものが認められた。適正な事務処理に努めること。

措置状況

- ・雑入（児童扶養手当返納金等）
債務者へ電話、訪問等により随時督促を行っているところであり、悪質な債務者については、債権対策室と連携しながら弁護士への業務委託も活用するなど徴収強化に努めている。今後とも引き続き収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理に努める。
- ・納入通知書が発行されていないもの
納入通知書の発行がされていなかった債務者に対しては、その状況を説明するとともに、改めて設定した履行期限に基づき納入通知書を発行し、返納等の必要な手続を行っている。
- ・調定を行っていないもの
事務取扱要領を改正するなど債権管理体制の適正化を図ったうえで、返還、返還免除又は返還猶予が未確定な者に対して、卒業後の就業状況調査などをもとに取扱を区分し、返還等の必要な手続を行っている。
- ・収入証紙貼付実績簿が作成されていないもの
必要な書類を整備し、適切な事務処理に努める。

産 業 労 働 部	平成26年10月30日	平成26年12月26日
-----------	-------------	-------------

監査の結果 (指摘事項)

・ 中小企業支援資金貸付金 (高度化・近代化) の収入未済額について、減少はしているが引き続き収入確保に努めること。

中小企業支援資金貸付金 (高度化・近代化) 収入未済状況

平成24年度末	665,115,878円
平成25年度末	625,404,661円
比較増減	△39,711,217円

措置状況

・ 新たな収入未済の発生防止については、貸付組合等に対して定期的に運営診断を実施し、経営状況を把握して指導を行うことにより対応している。現在、収入未済となっている貸付金については、貸付先及び連帯保証人等との交渉や督促により、未収金の早期回収に努めるとともに、債権回収会社を活用し、専門家のノウハウを活用して連帯保証人等への督促を行っている。

なお、自己破産等の法的整理や連帯保証人の行方不明などにより、回収の目処が立たないものについては、債権放棄等の不納欠損処分を行うこととしている。

土	木	部	平成26年11月5日	平成26年12月26日
---	---	---	------------	-------------

監査の結果 (指摘事項)

・ 土木使用料 (住宅使用料) の収入未済額について、減少はしているが引き続き収入確保に努めること。雑入 (工事現場発生事故損害賠償金求償等) の収入未済額が増加しており、一層の収入確保に努めるとともに、新たな収入未

済の発生防止に努めること。

土木使用料（住宅使用料）収入未済状況

平成24年度末	65,220,061円
平成25年度末	59,442,375円
比較増減	△5,777,686円

雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）収入未済状況

平成24年度末	54,000円
平成25年度末	9,923,826円
比較増減	9,869,826円

・平成25年中に徴収した講師謝礼等の所得税を平成26年7月に納付しているものが認められた。適正な事務処理に努めること。

・工事現場発生事故損害賠償金9,881,826円の支出が認められた。今後は、このようなことがないように努めること。

措置状況

・土木使用料（住宅使用料）

指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、個別訪問による徴収などに加え、家屋明渡請求訴訟等の提起や債権回収会社等への委託により、一層の収入確保に努める。

<p>・雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等） 債務者の支払意思を訪問や文書により確認するとともに、会社の実態や支払能力などを考慮して今後の対応を検討する。</p> <p>・源泉所得税の納付が遅延していたもの 複数の職員による確認を行い、事務処理に遺漏のないよう留意し、適正な事務処理に努める。</p> <p>・賠償金を支出しているもの 県が発注した都市計画道路路工工事の工事現場において、夜間、自転車に乗った通行人が負傷した事故であり、今後はさらに安全管理の徹底について工事請負会社に対し指導を行い、事故の発生を防止するよう努める。</p>		
出	納	局
		局
	平成26年10月27日	平成26年12月26日
<p>監査の結果（指摘事項）</p> <p>・平成25年中に徴収した講師謝礼等の所得税を平成26年7月に納付しているものが認められた。適正な事務処理に努めること。</p>		
<p>措置状況</p> <p>・複数の職員による確認体制により、事務処理に遺漏のないよう留意し、適正な事務処理に努めてまいりたい。</p>		

（県民局及び地域事務所）

備	前	県	民	局	平成26年10月20日 ～10月21日	平成26年12月26日
<p>監査の結果（指摘事項）</p> <p>・母子寡婦福祉資金貸付金、農業改良資金貸付金及び土木使用料の収入未済額</p>						

について、減少はしているが引き続き収入確保に努めること。県税等及び雑入（生活保護費返還金）の収入未済額が増加しており、一層の収入確保に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めること。

県税等収入未済状況

平成24年度末	2,811,864,279円
平成25年度末	3,114,030,904円
比較増減	302,166,625円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成24年度末	6,598,536円
平成25年度末	7,941,358円
比較増減	1,342,822円

母子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成24年度末	25,616,343円
平成25年度末	23,596,060円
比較増減	△2,020,283円

農業改良資金貸付金収入未済状況

--	--

平成24年度末	77,807,777円
平成25年度末	66,840,320円
比較増減	△10,967,457円

土木使用料収入未済状況

平成24年度末	35,991,734円
平成25年度末	7,883,780円
比較増減	△28,107,954円

- ・領収済通知書が編冊されていないもの。
- ・平成21年2月から平成23年1月までの間に不動産の所有権移転登記があつたとして、課税資料を受け取っていたにもかかわらず、141件の課税を行っていないもの。
- ・単県砂防工事の工事請負契約書、支払命令書等一連の書類が所在不明となっているもの。
- ・標準工期71日の単県河川工事で、当初の工期を1か月としているにもかかわらず契約締結後に変更設計書で工期を1か年延長しているものが認められた。適正な事務処理に努めること。
- ・庁用自動車を車検切れのまま使用したものが認められた。今後は、このようないことがないように努めること。

措置状況

- ・県税等

滞納案件に対しては、納税催告と財産調査を早期に着手し、納税意思の希薄な者には、厳正かつ迅速に差押等を行うこととした。また、捜索やタイヤロック等の強化月間等を設け、大口・悪質案件の財産発見に努め、不動産、自動車、動産等の公売を行う等により、一層の税收確保を図ることとした。

特に、滞納額の約8割を占める個人県民税については、賦課・徴収事務を行っている市町との連携が不可欠であることから、市町からの徴収引継や徴収担当職員の研修会開催等の支援を行い、税收確保に努めることとした。

こうした取組により、H26.12.31現在の収入未済額は、県税について875,854,311円、諸収入について44,733,384円減少した。

・雑入（生活保護費返還金）

滞納者に対して繰り返し面接・手紙・電話による償還指導を行い、平成26年12月末現在で13件723,943円を償還させた。

・母子寡婦福祉資金貸付金

滞納者に対しては、家庭訪問や文書・電話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況に応じて分割納入等の指導を行うこととした。併せて、連帯借主及び連帯保証人への滞納状況の通知や文書督促に加え、再三の催告を行っても債務の履行をしない者などについては子ども未来課に引き継ぎ、償還の推進に努めることとした。その結果、平成26年12月末現在で238件、2,611,098円を償還させた。また、247件、5,853,759円を子ども未来課に引き継いだ。

また、新規の貸付にあたっては、審査の徹底、借主・連帯借主（18歳未満を除く。）及び連帯保証人への面接を行い、償還意識醸成の徹底を図ることとした。

・農業改良資金貸付金

農業普及指導センターによる栽培指導や営農指導により、経営の安定化を促すとともに、毎年、償還計画を作成させ、計画的な償還が行われるよう努めることとした。

また、計画どおり償還が行われない場合は、借受者及び連帯保証人等との面談により、償還を求めることとした。

さらに、本年度から地方自治法施行令の「履行期限延期の特約規定」を活

用し、償還指導を行うこととした。

なお、平成26年12月末現在で過年度延滞分25,581,796円が納付された。

- 土木使用料

道路占用料（対象1件）については、債務者が所在不明のため債務者情報の確認に努めることとした。

河川占用料については、訪問を繰り返し行い、県税に関する財産調査を実施することとした。

港湾占用料については、納付に向けて文書、電話による催告を行うこととした。

入港料については、納期限日までに県外金融機関で収納されており、収納済みとなっている。

ボートパーク施設使用料については、電話及び文書催告のほか、訪問による納付交渉に努めることとした。

これらの取組により、H26.12.31現在の収入未済額は、不納欠損処理を含めて105件2,600,695円減少した。

- 領収済通知書が編冊されていないもの

領収済通知書を適正に編冊するよう徹底することとした。

- 課税手続を行っていないもの

課税を行っていないなかった141件については順次調査を行い、時効により課税できなかった5件を除く136件について、平成26年12月までに課税若しくは非課税等の処理を完了した。

また、こうした案件の再発防止のため、部内全課で総点検を実施したほか、該当課では未処理案件の保管用ロッカー設置による書類の見える化を図るとともに、課税資料受払簿による業務進捗状況の管理を行うなどの業務改善に努めることとした。

- 工事契約書等の書類が所在不明になっているもの

契約書を定期的に複数人で編纂するなど、管理を徹底することとした。

- 工法等が適正でないもの

当該工事発注時に見込まれる不測の事態及び関連する別途工事の工程を考

慮に入れた工期設定とともに、翌年度債務承認を行うなど適切な手続を行うよう徹底することとした。

- ・庁用自動車を手検切れのまま使用したものの
車両の管理を主・副担当者で行うことを徹底し、全体的な管理状況を所長及び総括担当が把握することにより、チェック体制を強化することとした。
また、庁用自動車管理状況一覧表により所属内の情報を共有化するとともに各車両の日常点検記録簿に検査有効期限を明示することとした。

備 中 県 民 局	平成26年10月16日 ～10月17日	平成26年12月26日
-----------	------------------------	-------------

監査の結果 (指摘事項)

- ・県税等及び農業改良資金貸付金の収入未済額について、減少はしているが引き続き収入確保に努めること。雑入（生活保護費返還金）及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額が増加しており、一層の収入確保に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めること。

県税等収入未済状況

平成24年度末	2,071,856,103円
平成25年度末	2,043,532,963円
比 較 増 減	△28,323,140円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成24年度末	5,579,543円
---------	------------

平成25年度末	6,535,001円
比較増減	955,458円

母子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成24年度末	23,826,282円
平成25年度末	24,400,328円
比較増減	574,046円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成24年度末	27,723,929円
平成25年度末	26,735,577円
比較増減	△988,352円

○井笠地域事務所

監査の結果 (指摘事項)

- ・前年度の監査において注意・指導した調定額の算出金額が適正でなく、行政財産使用料44円を誤って徴収していたものについて、本年度の監査において還付手続をしていないことが認められた。会計事務の習熟はもとより、内部チェック機能を強化し適正な事務処理に努めること。

○高梁地域事務所

監査の結果 (指摘事項)

・前年度の監査において注意・指導した証紙による収納事務が適正でないものについて、本年度の監査においても、認可に係る申請手数料の受理決裁を行っているものが認められた。会計事務の習熟はもとより、内部チェック機能を強化し適正な事務処理に努めること。

○新見地域事務所

監査の結果 (指摘事項)

- ・行政財産の使用許可を行っている団体に光熱水費等の管理経費を負担させていないもの。
- ・前年度の監査において注意・指導した物品関係諸帳簿等の記帳が適正でないものについて、本年度の監査においても、収入印紙に係る受払簿の月締めを行わず、出納員の調査確認印のないものが認められた。会計事務の習熟はもとより、内部チェック機能を強化し適正な事務処理に努めること。

措置状況

・県税等

納税環境の整備や広報等により納期内納付の推進を図るとともに、滞納事案については、財産調査の徹底と差押え並びに公売及び取り立ての迅速化に努めるなど、収入未済額の縮減に努めている。

また、市町が賦課徴収している個人県民税については、「岡山県滞納整理推進機構」の有効活用や特別徴収の推進、市町への職員の併任派遣や滞納整理に係る助言等、管内市町との連携により収入未済額の縮減に努めている。

・雑入 (生活保護費返還金)

滞納者が低所得であることを勘案しながら、文書や訪問等による納付指導に努めた。今後も引き続き収入未済の解消に努める。

・母子寡婦福祉資金貸付金

滞納者 (連帯借主及び連帯保証人を含む。) に対し、電話、文書による催告、償還指導を行うとともに、必要に応じて訪問 (休日を含む。) による償還指導、居所不明者の追跡調査等を行った。今後も引き続き収入未済の解消に努める。

法的対応が適当な滞納債権を選定し、本庁債権対策室へ移管した。(533件3,950,468円)

・農業改良資金貸付金

借受者及び連帯保証人に対し、文書、面談による督促と償還指導を行うとともに、定期的に借受者を訪問し、償還計画に沿った返還の指導を行った。また、岡山県債権管理条例に基づき履行延期の特約による償還計画の見直しを行い、円滑かつ確実な回収を図り、収入未済の解消に努めた結果、平成26年12月末現在で、過年度延滞分979,183円を収入した。今後も引き続き収入未済の解消に努める。

○井笠地域事務所

・平成22年度から24年度までの行政財産使用料の算出を誤っており、これら3年分の過納額について年度内に還付するための手続きを進めているところである。

○高梁地域事務所

・証紙による収納事務について、関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

○新見地域事務所

・管理経費を負担させていないもの

光熱水費等の管理経費について、行政財産の使用許可を行っている団体から適正に徴収するよう徹底した。

これまで光熱水費等の管理経費を負担させていなかった団体に対して、平成26年8月分から負担させている。

・収入証紙に係る受払簿の整備が適正でないもの

収入証紙の受払簿について、定められた様式を用い、月締め後直ちに出勤員の調査確認印を受けることを徹底した。

備 中 県 民 局 水 島 港 湾 事 務 所

平成26年10月16日

平成26年12月26日

～10月17日

監査の結果 (指摘事項)

- ・ 土木使用料の収入未済額が増加しており、一層の収入確保に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めること。

土木使用料収入未済状況

平成24年度末	342,833円
平成25年度末	1,047,003円
比較増減	704,170円

- ・ 港湾占用料3,405,500円についての調定日を4月1日、納入期限を4月末日とすべきところ、調定日を12月3日、納入期限を12月18日として処理しているものが認められた。適正な事務処理に努めること。

措置状況

- ・ 土木使用料
 滞納者に対し、継続的に電話、訪問等による督促、徴収に努めた結果、平成26年12月末現在で、港湾使用料のうち現年度分50,000円、ボートパーク等施設使用料過年度分1件72,000円を収入し、1件71,000円を不納欠損とした。今後も引き続き収入未済の解消に努める。
- ・ 港湾占用料の調定が遅延しているもの
 金額の大小にかかわらず毎年継続して使用を許可し、使用料を徴収するものについては厳重に債権管理を行うよう周知徹底した。

美 作 県 民 局 平成26年10月6日 平成26年12月26日
 ~10月7日

監査の結果 (指摘事項)

・雑入 (シュレッダーダスト撤去事業費負担金等), 雑入 (生活保護費返還金), 母子寡婦福祉資金貸付金, 農業改良資金貸付金及び林業改善資金貸付金の収入未済額について, 減少はしているが引き続き収入確保に努めること。県税等の収入未済額が増加しており, 一層の収入確保に努めるとともに, 新たな収入未済の発生防止に努めること。

雑入 (シュレッダーダスト撤去事業費負担金等) 収入未済状況

平成24年度末	136,550,323円
平成25年度末	136,540,323円
比較増減	△10,000円

県税等収入未済状況

平成24年度末	359,954,798円
平成25年度末	368,801,405円
比較増減	8,846,607円

雑入 (生活保護費返還金) 収入未済状況

平成24年度末	2,362,932円
---------	------------

平成27年3月26日 岡山県公報 号外

平成25年度末	1,858,596円
比較増減	△504,336円

母子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成24年度末	19,046,348円
平成25年度末	17,399,281円
比較増減	△1,647,067円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成24年度末	28,436,744円
平成25年度末	27,119,429円
比較増減	△1,317,315円

林業改善資金貸付金収入未済状況

平成24年度末	7,322,900円
平成25年度末	7,242,378円
比較増減	△80,522円

措置状況

・雑入（シュレッダーダスト撤去事業費負担金等）

シュレッダーダスト撤去事業費負担金については、債務者が多額の累計損失を計上し休眠状態で、事業再開の見込みが全くない現状に鑑み、平成26年7月に岡山県債権管理条例の規定に基づき、徴収停止とした。

今後、状況が変わらなければ、同条例の規定に基づき、3年経過後に債権放棄となる。

スラッジ撤去処理処分費負担金については、債務者に対し、面談、文書等による督促を行った結果、債務額の一部（5,000円）が納入された。

今後も、債務者に対し、面談、文書等による督促を継続し、収入の確保に努める。

・県税等

滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与など、早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒の色を赤色にする送達工夫等、収入未済額の縮減に努めた。

また、市町村が賦課徴収する個人県民税については、大ロ・困難事案等の岡山県滞納整理推進機構や県民局への引継等、市町村の徴収強化のための支援を実施した。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により、税収の確保に努める。

・雑入（生活保護費返還金）

文書電話連絡による督促を実施、県内居住者については、訪問による督促を実施した。今後とも督促を行い、収入確保に努めるとともに、収入未済の発生防止に努める。

・母子寡婦福祉資金貸付金

債務者に対する年2回の文書催告や、自宅訪問等による償還指導等の結果、債務額の一部（平成26年12月末現在2,429,050円）について償還があった。

今後、これらの取組を継続して行うとともに、新たに償還が開始される場合は、借主のみでなく連帯借主や連帯保証人へも償還開始の通知を行って償還への自覚を促すなど、新たな収入未済の発生防止に努める。

・農業改良資金貸付金

返済が滞っている延滞者については、面談の実施等により残債務確認を行い、分割償還計画書等により、現経営から可能な額での返済を指導した結果、債務額の一部（270,000円）について、償還があった。

また、償還が滞った場合には連帯保証人にも督促を行うなど、今後とも収入確保に努める。

さらに関係機関と連携して借受者の経営状況の把握に努めるとともに、営農指導等により経営の安定を支援し、新たな収入未済の発生防止に努める。あらゆる手段を講じた上で、回収が難しいと判断される場合は、県債権管理条例に則した処理を検討する。

・林業改善資金貸付金

滞納者2名のうち、1名（1件）については、返済計画に基づく償還を継続的に指導した結果、平成26年7月末に完済となった。

残りの1名（5件）については、借受者及び連帯保証人2名が既に破産・死亡しており、残り1名の連帯保証人も平成26年10月に死亡したため、今後の対応を県庁、弁護士に相談している。

(総務部関係県事務所)

県立記録資料館	平成26年8月22日	平成26年12月26日
監査の結果 (指摘事項)	平成25年中に徴収した講師謝礼等の所得税を平成26年7月に納付しているものが認められた。適正な事務処理に努めること。	
措置状況	複数の職員による確認体制により、事務処理に遺漏のないよう留意し、適正な事務処理に努めてまいりたい。	

(県民生活部関係県事務所)

岡山空港管理事務所	平成26年8月8日	平成26年12月26日
-----------	-----------	-------------

監査の結果 (指摘事項)

- 年間契約である岡山空港土木施設台帳システム保守管理業務委託及び妙見山公衆便所浄化槽維持管理業務委託の契約書を作成していないものが認められた。適正な事務処理に努めること。

措置状況

- 今後、年間契約については、契約金額にかかわらず契約書の作成を行う。

(環境文化部関係県事務所)

環境保健センター	平成26年7月29日	平成26年12月26日
----------	------------	-------------

監査の結果 (指摘事項)

- 飲料自動販売機の設置及び販売等に関する契約において、平成24年度末で契約期間が終了していたにもかかわらず、引き続き同じ業者に自動販売機の設置について、行政財産の使用許可を行い、売り上げ手数料を徴収していたものが認められた。適正な事務処理に努めること。
- 火災による物品等の亡失損傷が認められた。今後は、このようなことがないように努めること。

措置状況

- 契約関係で適正でないもの
飲料自動販売機の設置及び販売等に関する契約については、平成26年度から新たな業者と契約を締結するとともに、今後は岡山県財務規則等の関係法令を遵守し、適正な手続を取るよう関係職員に指導を徹底した。

- 火災による亡失損傷
岡山市南消防署から講師を招聘し、全職員を対象とした防火訓練を実施し、火災予防意識の徹底を図るとともに、当センター自衛消防隊での各自の役割分担を徹底した。また、冷蔵庫等のコンセントに漏電ブレーカーを設置し、火災発生予防を図った。

(保健福祉部関係県事務所)

福祉相談センター	平成26年8月5日	平成26年12月26日
----------	-----------	-------------

監査の結果 (指摘事項)

- 児童保護弁償金の収入未済額について、減少はしているが引き続き収入確保に努めること。

児童保護弁償金収入未済状況

平成24年度末	14,452,420円
平成25年度末	12,368,970円
比較増減	△2,083,450円

- 障害者スポーツ大会に係る弁当購入において、請書を徴していないものが認められた。適正な事務処理に努めること。

措置状況

- 児童保護弁償金
滞納者に対しては、事務職員が担当福祉司と連携して、文書、訪問、電話等による督促を行うとともに、一括納付が困難な債務者には分割納付に応じ

るなど未収金の解消に努めた。特に、11月及び12月を徴収強化期間と定め、訪問、電話、メール、面談等による督促をさらに強化し納付を促した。

また、新規滞納者の発生を抑制するために、施設利用に当たって費用負担の必要性等を十分に説明するとともに、口座振替の利用を促進し納期限内納付を促していく。

・請書のないもの

今後は、岡山県財務規則等関係法令等の遵守を徹底するとともに、総務企画課内でのチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。

倉 敷 児 童 相 談 所	平成26年8月1日	平成26年12月26日
---------------	-----------	-------------

監査の結果 (指摘事項)

・児童保護弁償金の収入未済額について、減少はしているが引き続き収入確保に努めること。

児童保護弁償金収入未済状況

平成24年度末	30,427,400円
平成25年度末	28,485,370円
比 較 増 減	△1,942,030円

措置状況

・新たな収入未済の発生を抑制するため、親権者との面談時などに、納付の確実な履行を求めるとともに、口座振替による期限内納付を積極的に進めていく。滞納者に対しては、徴収強化月間を設定し、文書、電話、訪問等により催告を行うとともに、財産調査を行い、調査結果によっては児童福祉法第56

条第10項の規定による滞納処分を行う。

津山児童相談所	平成26年8月4日	平成26年12月26日
---------	-----------	-------------

監査の結果 (指摘事項)

・児童保護弁償金の収入未済額について、減少はしているが引き続き収入確保に努めること。

児童保護弁償金収入未済状況

平成24年度末	6,080,220円
平成25年度末	5,823,650円
比較増減	△256,570円

措置状況

・滞納者に対しては、事務職員と児童福祉司が連携し、督促状や催告文書の送付、電話及び訪問による納付の催告、徴収を行い、収入未済額の縮減に努めている。

また、施設入所前に費用負担の必要性について納入義務者の理解が得られるよう十分に説明するとともに、費用負担額の改定時等の機会を利用して納入義務の確実な履行や口座振替による期限内納付を促し、収入の確保に努めるとともに、滞納の初期段階での積極的な催告により新たな収入未済の発生防止に努める。

(産業労働部関係県事務所)

大阪事務所	平成26年7月23日	平成26年12月26日
-------	------------	-------------

監査の結果 (指摘事項)

- ・年間契約である事務所内清掃委託の契約書を作成していないものが認められた。適正な事務処理に努めること。

措置状況

- ・以後、同じような事案が発生した場合には、その都度、関係法令等を確認の上、契約書(請書)の作成を行う。

北部高等技術専門学校 美作校

平成26年8月4日

平成26年12月26日

監査の結果 (指摘事項)

- ・前年度の監査において注意・指導した随意契約の方法が適正でないものについて、本年度の監査においても、庁舎清掃委託において、特命随意契約としているが、その理由が適切でないものが認められた。会計事務の習熟はもとより、内部チェック機能を強化し適正な事務処理に努めること。

措置状況

- ・今後は、一般競争入札(条件付)により業務発注することとする。

(農林水産部関係県事務所)

農林水産総合センター

平成26年8月18日
～8月19日

平成26年12月26日

監査の結果 (指摘事項)

- ・平成25年4月1日付けで電話柱に係る行政財産使用許可を行っているが、当該年度に使用料159,870円の調定を行わず、平成26年度になって調定しているものが認められた。適正な事務処理に努めること。

措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> 行政財産使用料に係る収入にあたっては関係法令等にとつとり，適正な事務処理に努めるよう再度徹底を図っている。 		
県営食肉地方卸売市場	平成26年8月21日	平成26年12月26日
監査の結果（指摘事項） <ul style="list-style-type: none"> 土地賃貸借契約の精算時において，検査調書を作成していないものが認められた。適正な事務処理に努めること。 		
措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> 会計諸法令にとつとり，事務必携等で確認をしつつ，適正な事務処理に努める。 		

2 企業局関係

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日	監 査 結 果 公 表 年 月 日
(企業局)		

企業局（工業用水道事業）	平成26年7月15日	平成26年12月26日
監査の結果（指摘事項） <ul style="list-style-type: none"> 営業未収金（給水料金）及び給水承認取消負担金の収入未済額について，減少はしているが引き続き収入確保に努めること。 営業未収金（給水料金）収入未済状況		
平成24年度末	8,931,694円	

平成25年度末	8,690,947円
比較増減	△240,747円

給水承認取消負担金収入未済状況

平成24年度末	26,680,400円
平成25年度末	25,729,735円
比較増減	△950,665円

措置状況

・破産手続により債権の回収を図ってきたが、破産手続の廃止等に伴い、債権が消滅したため、不納欠損処理を行った。

3 教育委員会関係

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日	監 査 結 果 公 表 年 月 日
-------------	---------------	-------------------

(教育委員会)

教 育 庁	平成26年11月5日	平成26年12月26日
-------	------------	-------------

監査の結果 (指摘事項)

・高等学校等奨学金貸付金の収入未済額について、減少はしているが引き続き収入確保に努めること。高等学校貸付奨学金及び大学奨学金貸付金の収入未済額が増加しており、一層の収入確保に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めること。

高等学校貸付奨学金収入未済状況

平成24年度末	47,541,198円
平成25年度末	57,321,642円
比較増減	9,780,444円

高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

平成24年度末	527,983,973円
平成25年度末	514,675,919円
比較増減	△13,308,054円

大学奨学金貸付金収入未済状況

平成24年度末	248,258,274円
平成25年度末	248,517,452円
比較増減	259,178円

- ・教育情報誌製作業務及び測量業務において、設計金額を超えて予定価格の設定をしているものが認められた。適正な事務処理に努めること。

措置状況

・高等学校貸付奨学金

滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行っている。

新たな収入未済の発生防止のため、新規返還者に対し返還の重要性を十分説明するとともに、早期に電話や訪問による督促を実施している。

また、繰り返しの督促に応じないなどの債務者に対しては、平成25年度から訴訟提起・強制執行等を含む弁護士委託の取組を開始し、平成26年度からは新たに設置された債権対策室と連携し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の強化を行っている。

・高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金

滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。

新たな収入未済の発生防止のため、市町村教育委員会とも連携し、経済的に困窮している場合の返還免除制度の周知等を行っている。

また、繰り返しの督促に応じないなどの債務者に対しては、平成25年度から訴訟提起・強制執行等を含む弁護士委託の取組を開始し、平成26年度からは新たに設置された債権対策室と連携し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、さらなる債権整理・回収の強化を行っている。

・設計金額を超えて予定価格の設定をしているもの

予定価格は適正に設定したが、起案処理の際に記載を誤ったものであり、今後は複数の職員による確認を徹底し、事務処理の適正化に努めてまいりたい。

(教育委員会関係県事務所)

倉敷工業高等学校	平成26年7月4日	平成26年12月26日
監査の結果 (指摘事項)		

・管理棟北側庇正面外壁修繕において，設計金額を超えて予定価格の設定をしているものが認められた。適正な事務処理に努めること。

措置状況

・適正に設定した予定価格に基づく起案処理の際に記載ミスをする事のないよう，複数の職員による確認を徹底し，事務処理の適正化に努める。

井原高等学校	平成26年9月17日	平成26年12月26日
--------	------------	-------------

監査の結果 (指摘事項)

・報酬，報償費，役務費，委託料，扶助費の支払において，履行確認を行っていないものが認められた。適正な事務処理に努めること。

措置状況

・関係法令等の遵守を徹底するとともに，班内でのチェックを厳格に行うよう職員に徹底した。

4 公安委員会関係

監査対象機関	監査実施年月日	監査結果公表年月日
--------	---------	-----------

(公安委員会)

警察本部	平成26年10月28日	平成26年12月26日
------	-------------	-------------

監査の結果 (指摘事項)

・放置違反金の収入未済額について，減少はしているが引き続き収入確保に努めること。

放置違反金収入未済状況

平成24年度末	8,941,157円
平成25年度末	7,188,557円
比較増減	△1,752,600円

措置状況

・督促状の送付，電話及び訪問催促を行っても任意納付に応じない者については，地方税の滞納処分为例により，預貯金口座の差押え等の強制徴収を行うなどして，収入未済の圧縮に努めている。

平成26年度中は，昨年度から引き続き放置違反金徴収強化期間を設定し，集中的な訪問催促活動を実施するとともに，生命保険債権の差押えを行うなど新たな強制徴収方法も導入し，一層の収入確保に努めた。

今後も，使用者責任追及の公平性を確保するため，滞納者には早期催促や預貯金の差押え等の滞納処分を実施するなど，新たな収入未済の発生を抑制する。